

精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会

平成 16 年 2 月 23 日

「生活の場（住まい）」

寺田一郎（全精社協／ワーナーホーム）

1. 精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査から

表1 退院後に希望する暮らしの場

	1 国立	2 自治体	3 大学	4 日精協	合計	
						うち、統合失調症
①家族と同居	97 (57.1%)	445 (56.8%)	99 (68.8%)	3,559 (52.6%)	4,200 (53.4%)	2,715 (53.3%)
②以前の住居で一人暮らし	22 (12.9%)	108 (13.8%)	18 (12.5%)	869 (12.8%)	1,017 (12.9%)	622 (12.2%)
③新住居で一人暮らし	12 (7.1%)	54 (6.9%)	9 (6.3%)	698 (10.3%)	773 (9.8%)	509 (10.0%)
④福祉ホーム等	4 (2.4%)	18 (2.3%)	3 (2.1%)	250 (3.7%)	275 (3.5%)	184 (3.63%)
⑤グループホーム	6 (3.5%)	25 (3.2%)	1 (0.7%)	218 (3.2%)	250 (3.2%)	181 (3.6%)
⑥老人福祉施設	5 (2.9%)	27 (3.4%)	2 (1.4%)	193 (2.9%)	227 (2.89%)	117 (2.3%)
⑦その他	5 (2.9%)	26 (3.3%)	3 (2.1%)	253 (3.7%)	287 (3.6%)	196 (3.8%)
⑧わからない	19 (11.2%)	80 (10.2%)	9 (6.3%)	727 (10.7%)	835 (10.6%)	574 (11.3%)
複数回答	7	22	0	145	174	118
無回答	7	15	1	201	224	155
計	184	820	145	7,113	8,262	5,371

表2 退所後に希望する暮らしの場

	1 生活訓練 施設	2 福祉ホー ム	3 福祉ホー ムB型	4 入所授産 施設	合計	
						うち、統合失調症
①家族と同居	344 (28.3%)	64 (26.6%)	74 (31.0%)	28 (32.2%)	510 (28.6%)	344 (27.9%)
②以前の住居で一人暮らし	170 (14.0%)	17 (7.1%)	47 (19.7%)	11 (12.6%)	245 (13.7%)	189 (15.3%)
③新住居で一人暮らし	400 (32.9%)	91 (37.8%)	40 (16.7%)	26 (29.9%)	557 (31.2%)	362 (29.4%)
④グループホーム	138 (11.3%)	22 (9.1%)	14 (5.9%)	7 (8.0%)	181 (10.2%)	131 (10.6%)
⑤老人福祉施設	32 (2.6%)	3 (1.2%)	11 (4.6%)	2 (2.3%)	48 (2.7%)	37 (3.0%)
⑥その他	50 (4.1%)	11 (4.6%)	10 (4.2%)	3 (3.4%)	74 (4.2%)	55 (4.5%)
⑦わからない	82 (6.7%)	33 (13.7%)	43 (18.0%)	10 (11.5%)	168 (9.4%)	114 (9.3%)
複数回答	23	8	8	1	40	27
無回答	20	2	2	2	26	19
計	1,259	251	249	90	1,849	1,278

表3 「暮らしの場」に退所した場合に必要な支援（複数回答可）

	1 生活訓練 施設	2 福祉ホー ム	3 福祉ホー ムB型	4 入所授産 施設	合計	
						うち、統合失調症
①専門職による援助・指導	1,367 (77.4%)	319 (79.8%)	104 (73.8%)	104 (73.8%)	2,090 (75.8%)	1,616 (77.5%)
②非専門職による援助	546 (30.9%)	140 (35.0%)	146 (32.5%)	39 (27.7%)	871 (31.6%)	664 (31.8%)
③給食サービス	335 (19.0%)	84 (21.0%)	77 (17.1%)	26 (18.4%)	522 (18.9%)	420 (20.1%)
④不要	160 (9.1%)	29 (7.3%)	38 (8.5%)	12 (8.5%)	239 (8.7%)	147 (7.1%)
⑤将来の退所を想定できない	49 (2.8%)	26 (6.5%)	40 (8.9%)	20 (14.2%)	135 (4.9%)	113 (5.4%)
無回答	87	17	39	3	146	63
計	1,853	417	488	144	2,902	2,148

表4 ①専門職による援助・指導の必要頻度

	1 生活訓練 施設	2 福祉ホー ム	3 福祉ホー ムB型	4 入所授産 施設	合計	
						うち、統合失調症
①24時間常駐	40 (3.0%)	14 (4.4%)	19 (6.5%)	0 (0.0%)	73 (3.5%)	53 (3.3%)
②日中のみ常駐	76 (5.6%)	34 (10.7%)	35 (11.9%)	0 (0.0%)	145 (7.0%)	112 (7.0%)
③毎日の訪問	72 (5.3%)	10 (3.1%)	25 (8.5%)	10 (10.0%)	117 (5.7%)	82 (5.1%)
④1週間で数回の訪問	388 (28.7%)	72 (22.6%)	101 (34.5%)	30 (30.0%)	591 (28.6%)	457 (28.6%)
⑤1週間で1回程度の訪問	777 (57.4%)	188 (59.1%)	113 (38.6%)	60 (60.0%)	1,138 (55.1%)	893 (55.9%)
複数回答	4	0	0	1	5	3
無回答	10	1	7	3	21	16
計	1,367	319	300	104	2,090	1,616

表5 ②非専門職による援助・指導の必要頻度

	1 生活訓練 施設	2 福祉ホー ム	3 福祉ホー ムB型	4 入所授産 施設	合計	
						うち、統合失調症
①24時間常駐	11 (2.0%)	10 (7.1%)	5 (3.5%)	0 (0.0%)	26 (3.0%)	22 (3.3%)
②日中のみ常駐	44 (8.2%)	12 (8.6%)	18 (12.6%)	1 (2.7%)	75 (8.8%)	57 (8.6%)
③毎日の訪問	71 (13.2%)	20 (14.3%)	14 (9.8%)	5 (13.5%)	110 (12.8%)	83 (12.6%)
④1週間で数回の訪問	232 (43.2%)	61 (43.6%)	72 (50.3%)	20 (54.1%)	385 (44.9%)	294 (44.6%)
⑤1週間で1回程度の訪問	179 (33.3%)	37 (26.4%)	34 (23.8%)	11 (29.7%)	261 (30.5%)	203 (30.8%)
複数回答	0	0	0	0	0	0
無回答	9	0	3	2	14	5
計	546	140	146	39	871	664

2. 「住まい」としてのグループホーム（「グループホーム等利用状況及び今後の援助のあり方に関する研究」平成14年度老人保健健康増進等事業）

（1）グループホームの状況

①設置・運営主体

医療法人 39.4%、任意団体 21.7%、社会福祉法人 16.7%などが主な設置者。630 調査等でも同様の傾向。

②併設施設

「グループホーム単独」で運営されているのは 22.9%、77.1%は他の施設を併設している。精神病院 44.6%、地域生活支援センター 23.1%、小規模作業所 21.5%、生活訓練施設 19.3%、通所授産施設 15.1%、老人保健施設 10.6%など。

③建物構造

木造家屋の借上げ（1棟）36.9%、木造アパート等の部屋の賃貸 12.0%、木造家屋買上げ（1棟）9.0%、公営住宅の賃貸 1.6%など。

（2）グループホームの利用者

①年齢構成

50歳代 36.5%、40歳代 20.4%、60歳代 20.2%が中心。

②病名

統合失調症 81.8%、アルコール障害 4.5%、感情障害 3.2%など。

③退去の理由

より自立した生活を希望して 36.9%、精神症状が悪化した 29.7%、高齢化（介護が必要、日常生活が困難、医療的関わりが必要など）。

（3）世話人

①世話人の雇用形態

常勤 39.0%、パート 33.0%、病院職員との兼務 15.4%、作業所職員との兼務 6.0%など。

②世話人の業務

相談業務 85.9%、健康管理の配慮 79.1%、医療機関との連絡調整 73.7%、通所先との連絡調整 66.9%、事務関係処理 64.7%、金銭管理の指導 64.5%、服薬指導 64.3%、ケース記録 58.6%など。

③入居基準

共同生活ができる 79.1%、通院・服薬ができる 78.7%、病状が安定している 73.1%、収入 61.0%、日中の活動に参加できる 54.8%、食事などができる 54.4%、社会生活に意欲がある 43.4%など。

（4）グループホームに関する提言

①グループホーム等で受けられるサービスの拡大

②バックアップ組織の義務化

③住環境の改善

身体機能の低下や障害の発生にも対応できて安心して住み続けられること。平成 11 年度「社会復帰施設等に関する全国状況調査」では築後 25 年以上が 34.6%、67.6%は木造。

3. 「住まい」を確保することについて

- (1) 公営住宅をグループホームとして活用する
- (2) 公営住宅への単身入居の特例
- (3) 民間アパートへ入居するにあたっての保証人
- (4) 貸主側の事情（古いアパートで安定した家賃収入を得たい⇒生保受給者⇒住環境の悪化）

4. 「住まい」を確保するために

- (1) グループホーム（消防法の問題）、福祉ホーム B 型（整備促進）
- (2) 持ち家、公営住宅、民間賃貸住宅
- (3) バックアップ体制（日常、緊急時・・・利用者も住民も安心できる）